

## 議案第17号 三田市地域医療確保基金条例の制定について

本市では、将来にわたって持続可能で安定した財政運営を実現するため、令和7年12月に「三田市未来への財政ロードマップ」を策定した。その取組目標の一つとして、新病院整備に伴う将来的な財政負担に備え、新たに基金を設置し、令和16年度までに60億円を確保することとしている。

また、人口減少の進行に伴い、今後は、医師・看護師等の医療人材の確保が一層困難となることを見込まれることから、未来の医療人材を育成・確保するための取組が必要である。

そこで、これらの取組に必要な財源を安定的に確保し、新病院整備をはじめとする地域医療の確保及び充実を図ることを目的として、「三田市地域医療確保基金」を設置するにあたり当該条例を制定しようとするもの。

### 1 基金の積立【条例第2条】

#### (1) 新病院整備にかかる財政負担への備えとして予算で定める額【第1号】

ア 毎年度3億円を積み立てるとともに、既存の年度間財源調整基金を30億円活用

※ 年度間財源調整基金・・・財政調整基金及び減債基金

※令和7年度の積み立ては、3月補正予算で上程

イ 目標額・・・令和16年度までに60億円

#### (2) 寄附金【第2号】

ア 新病院整備及び医療人材育成事業等にかかる企業版ふるさと納税やクラウドファンディングによる寄附を積立て

イ 目標額・・・2,000万円/年（令和8年度～16年度）

#### (3) 基金の運用から生ずる収益金【第3号】

金融機関への預金等により発生する利息を積立て

### 2 基金の処分（活用）【条例第5条】

#### (1) 新病院の整備及び機能強化に要する経費【第1号】

【例】新病院整備にかかる市債償還金

#### (2) 医療人材の確保及び育成に要する経費【第2号】

【例】医療人材確保に関する講演会・イベント経費

#### (3) 地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業のうち、第1条の趣旨に該当する経費【第3号】

【例】企業版ふるさと納税を財源として活用する事業のうち、地域医療の確保及び充実に資するもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業に要する経費【第4号】

### 3 施行期日

公布の日